

経 済 産 業 省

20180323保局第4号

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年3月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。ただし、（2）中第18条関係、第49条関係及び第50条関係、（9）、（9）の2並びに（9）の4の改正規

定は、平成30年4月30日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の(2)第12条の3関係の規定の適用については、この規定中「都道府県知事若しくは指定都市の長」とあるのは、「都道府県知事」とし、「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは、「都道府県知事」とし、「都道府県知事(当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長とし、具体的には一般則様式第2中の事業所所在地欄に記載した都道府県知事又は指定都市の長)」とあるのは、「都道府県知事(具体的には一般則様式第2中の事業所所在地欄に記載した都道府県知事)」とし、「都道府県又は指定都市」とあるのは、「都道府県」とする。
3. 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程(20140625商局第1号)は、廃止する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p style="text-align: center;">制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 <u>20180323 保局第4号 平成30年 3月30日</u></p> <p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のもののみ適用する）。</p> <p>① <u>事業所（冷凍事業所を除く。）に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算するものとする。ただし、次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>（イ） 同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合</u></p> <p><u>（ロ） 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者にあつては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合</u></p> <p>なお、<u>（ロ）</u>に掲げる場合において、<u>製造施設の処理能力を合算しない場合</u>、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあつては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。</p> <p>（略）</p> <p><u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第7条の3関係</p> <p>1. ～3. （略）</p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p style="text-align: center;">制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 20171102 保局第2号 平成29年11月15日</p> <p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のもののみ適用する）。</p> <p>① <u>事業所</u>に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（<u>冷凍事業所を除く。</u>）するものとする。</p> <p><u>ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者にあつては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあつては処理能力を合算しなくてよいものとする。</u></p> <p>なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあつては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。</p> <p>（略）</p> <p><u>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u></p> <p>第7条の3関係</p> <p>1. ～3. （略）</p>

4. 第3項第1号により、適合することが求められている第6条第2項第8号ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることをいう。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. (略)

第12条の2関係 (略)

第12条の3関係

本条の適用を受けて、移動式圧縮水素スタンドにより高圧ガスの製造を行う者が、処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下である移動式圧縮水素スタンドにより、燃料切れを起こした車両に緊急に充填を行う業務を行う場合においては、第2項第1号により適合することが求められている第8条の2第2項第2号へ中の「・・あらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所で充填すること。」で規定されている都道府県知事又は指定都市の長への届出については、緊急に充填を行う業務を実施しようとするエリアを充填場所として、事業を行おうとする者の事業所の所在地の都道府県知事（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長とし、具体的には一般則様式第2中の事業所所在地欄に記載した都道府県知事又は指定都市の長）に提出すれば足りる。なお、当該エリアが都道府県又は指定都市をまたがった場合も、同様とする。

第18条関係

(1) 充填容器又は残ガス容器を固定し、又は積載した車両若しくは移動式圧縮水素スタンドを長期間常時おくことは、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は第一種製造者の容器置場としての許可を受け又は届け出た場所において貯蔵しない限り第2号に違反となる。

(2) 第3号口及びハ中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる時間内で行う貯蔵をいい、再資源化の目的外での貯蔵は認められない。

第49条関係

第1項第17号について (略)

第1項第18号について (略)

第1項第20号について (略)

第1項第21号について (略)

第1項第22号について (略)

第2項第1号及び第2号について

「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

(新設)

4. (略)

第12条の2条関係 (略)

(新設)

第18条関係

充填容器又は残ガス容器を固定し、又は積載した車両若しくは移動式圧縮水素スタンドを長期間常時おくことは、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は第一種製造者の容器置場としての許可を受け又は届け出た場所において貯蔵しない限り第2号に違反となる。

(新設)

第49条関係

第17号について (略)

第18号について (略)

第20号について (略)

第21号について (略)

第22号について (略)

(新設)

第50条関係

第3号について

「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

第5号について (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第7条の3関係

1. ～3. (略)

4. 第3項第1号により、適合することが求められている第5条第2項第8号ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることをいう。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. (略)

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第24条関係 (略)

第26条関係

第1項中「半導体製造」とは、フラットパネルディスプレイ製造及び太陽電池製造を含むものとする。

第29条関係

第1項第7号において規定している「安全弁にあつては、耐圧試験圧力の10分の8以下の圧力を加えた場合、作動するものであること。」の規定を適用するに当たって、平成9年4月1日以降の容器及び附属品の中には、それぞれ平成9年4月1日に施行される容器保安規則（以下「新容器則」という。）に対応したもの及び平成9年3月31日以前に施行されていた容器保安規則（以下「旧容器則」という。）に基づくものが混在することになるが、その容器と附属品の組合せによっては、上記の規定が厳密には成立しない場合が考えられる。例えば、旧容器則によるLPG用容器（耐圧試験圧力：36kg/cm²、以下「旧容器」という。）及びその旧容器に装置される安全弁（作動圧力：36×0.8=28.8kg/cm²、以下「旧安全弁」という。）と、それらに対応する新容器則によるLPG容器（耐圧試験圧力3.5MPa、以下「新容器」という。）及びその新容器に装置される安全弁（作動圧力：3.5×0.8=2.8MPa、以下「新安全弁」という。）が混在する場合において、新容器に旧安全弁を装置した場合には、旧安全弁の作動圧力はSI単位に換算すると2.82MPa（28.8×0.980665=2.8243152）となり、厳密には安全弁の作動圧力が容器の耐圧試験圧力の10分の8を超えている。

しかしながら、この食い違いは、SI単位化に伴う耐圧試験圧力の換算における有効数字の取り方によって生じたものであるため、液化ガスを充する容器及びその附属品にあつては、旧容器則及びそれに対応した新容器則に適合した容器及び安全弁のいずれの組合せも第1項第7号の規定に適合しているとみなすものとする。

第50条関係

(新設)

第5号について (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第7条の3関係

1. ～3. (略)

(新設)

4. (略)

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第24条関係 (略)

(新設)

第29条関係

第1項第6号において規定している「安全弁にあつては、耐圧試験圧力の10分の8以下の圧力を加えた場合、作動するものであること。」の規定を適用するに当たって、平成9年4月1日以降の容器及び附属品の中には、それぞれ平成9年4月1日に施行される容器保安規則（以下「新容器則」という。）に対応したもの及び平成9年3月31日以前に施行されていた容器保安規則（以下「旧容器則」という。）に基づくものが混在することになるが、その容器と附属品の組合せによっては、上記の規定が厳密には成立しない場合が考えられる。例えば、旧容器則によるLPG用容器（耐圧試験圧力：36kg/cm²、以下「旧容器」という。）及びその旧容器に装置される安全弁（作動圧力：36×0.8=28.8kg/cm²、以下「旧安全弁」という。）と、それらに対応する新容器則によるLPG容器（耐圧試験圧力3.5MPa、以下「新容器」という。）及びその新容器に装置される安全弁（作動圧力：3.5×0.8=2.8MPa、以下「新安全弁」という。）が混在する場合において、新容器に旧安全弁を装置した場合には、旧安全弁の作動圧力はSI単位に換算すると2.82MPa（28.8×0.980665=2.8243152）となり、厳密には安全弁の作動圧力が容器の耐圧試験圧力の10分の8を超えている。

しかしながら、この食い違いは、SI単位化に伴う耐圧試験圧力の換算における有効数字の取り方によって生じたものであるため、液化ガスを充する容器及びその附属品にあつては、旧容器則及びそれに対応した新容器則に適合した容器及び安全弁のいずれの組合せも第1項第6号の規定に適合しているとみなすものとする。

第30条関係

第1項において、半導体製造用継目なし容器の容器再検査を行う者として、法第49条第1項の登録を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録申請書に当該資格の資格証明書（有効期限内のものに限る。）の写しを添えるものとする。

第31条関係

第1項において、半導体製造用継目なし容器の容器再検査を行う者として、法第50条第1項の登録の更新を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録更新申請書に当該資格の資格証明書（有効期限内のものに限る。）の写しを添えるものとする。

第37条関係

(1) 第1項第2号中「質量に変化がある場合」とは、半導体製造用継目なし容器の容器再検査において当該容器に装置されている附属品を取り外さなかった場合にあつては、当該容器及び附属品を合算した質量から当該附属品に刻印された質量を引いた値（以下本項において「差分値」という。）が前回の当該容器の質量から変化している場合とし、当該場合にあつては当該差分値を「容器再検査のときの質量」として刻印すること。

(2) 第2項第1号中「明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように」「掲げる」とは、当面、容器検査に合格した際に当該容器に取り付けられた標章に直接打刻することを意味するものとする。

(9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について

第6条の2関係

(1) 第1号中「適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ」とは、有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器に使用上の支障が起こらないこと（以下この条において「適切性」という。）を確認した深さ（設定しようとする当該深さが1.25mmを超える場合にあつては、同一の型式から採取した1個の容器について、胴部においてフィラメントワインディング成形を施した部分が設計肉厚から当該深さまで切削した肉厚を有するもの又は容器の設計肉厚から当該深さまで減じた肉厚まで樹脂含浸連続繊維を巻き付けたもの（プラスチックライナー製容器に限る。）で、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第110号附則3A 8.6.3.（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては協定規則第134号5.1.2.）に準じて行うサイクル試験（（2）において「DC サイクル試験」という。）に合格した場合に限る。）

(2) 第2号中「適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ」とは、有限要素法その他の適切な解析方法によって適切性を確認した深さ（設定しようとする許容傷深さが1.25mmを超える場合にあつては、第1号に規定する許容傷深さの適切性の確認のための解析と同時に解析を行い、（1）により同号の適切性が確認できた場合（第1号に規定する許容傷深さとして設

（新設）

（新設）

第37条関係

（新設）

第2項第1号中「明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように」「掲げる」とは、当面、容器検査に合格した際に当該容器に取り付けられた標章に直接打刻することを意味するものとする。

(9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について

（新設）

定しようとする深さが 1.25mm 以下の場合にあつては、DC サイクル試験に合格した場合に限る。）
に限る。）

第 1 4 条関係 (略)

(9) の 4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める
告示の運用及び解釈について

第 3 条関係

第 1 項及び第 2 項中「高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査」とは、高圧ガス保安協会が行
う場合にあつては、委託検査により行う検査をいう。

第 1 4 条関係 (略)

(9) の 4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告
示の運用及び解釈について

(新設)